令和４年　６月　１日

郡 市 区 等 医 師 会　　御中

大 阪 府 医 師 会
（ 公 印 省 略 ）

労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について

平素より産業保健活動の推進に格別のご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記につきまして、別添のとおり、厚生労働省労働基準局長より日本医師会宛に、周知協力依頼がありました。

常時使用する労働者が 50 人未満の事業場において、歯科健康診断の実施状況を正確に把握し、その実施率の向上を図るため、労働安全衛生規則の一部を改正する省令が令和４年４月 28 日に公布され、令和４年 10 月 1 日から施行されることとなりました。改正内容詳細は下記の通りとなります。

貴会におかれましても、本改正の主旨をご理解の上、会員への周知方につきまして、ご高配を賜わりますようお願い申し上げます

記

改正内容

1. 安衛則第 48 条の歯科健康診断（定期の者に限る。）を実施した際は、使用する労働者の人数に関わらず、遅滞なく結果の報告を労働基準監督署長に行うこととした
2. 現行の定期健康診断結果報告書（様式第６号）から歯科健康診断に係る記載欄を削除し、「有害な業務に係る歯科健康診断結果報告書（様式第６号の２）」を歯科健康診断に係る報告書として新たに作成した
3. その他所要の改正が行われた

●労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について
https://www.med.or.jp/japanese/members/bunsyo/data3/kenko1/2022ken1_434.pdf

※ユーザー名とパスワードでのログインが必要です。
ユーザー名：会員 ID（日医刊行物送付番号）の 10 桁の数字（半角で入力）です。
宛名シール下部に印刷されている 10 桁の数字です。
パスワード：生年月日の「西暦の下 2 桁、月 2 桁、日 2 桁」を並べた 6 桁の数字です（半角入力）

※事務局：地域医療１課　堀田（TEL 06-6763-7012・FAX 06-6766-2875）